

総合支援資金

のしおり

〈生活支援費〉新型コロナウイルス特例貸付

総合支援資金（生活支援費／新型コロナウイルス特例貸付）は、新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費を貸し付け、自立に向けた取り組みを支援することを目的とした制度です。

○貸付限度額と貸付期間

- (1) 貸付額は、単身世帯で月額15万円以内、複数世帯で月額20万円以内です。
- (2) 貸付期間は原則3か月です。

○貸付対象となる者

- (1) 兵庫県内に居住し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（生活保護受給世帯は除く）
- (2) 今後継続した就労により、生活の自立が見込まれる者
- (3) 兵庫県内に居住中の者で、今後もその地域において継続して生活される者（借入できるのは世帯から1名のみ）

○連帯保証人・貸付利率・据置期間・償還期間

- (1) 貸付利率は無利子です（連帯保証人不要）。
- (2) 据置期間は12か月以内、償還期間は10年以内です。
- (3) 期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対し年3%の延滞利子が加算されます。

○貸付の決定と資金の交付方法

申込みから貸付決定し、送金を行うには全ての書類を県社協で受理後、3週間から1か月程度の日数を要します。書類に不備等があった場合にはその訂正に必要な日数が加算されます。なお、貸付金の交付は本人名義の銀行口座への送金のみとなります。

○現住所確認と郵便物の取扱い

本会からの郵便物はすべて、借入時に届け出の住民票に記載のある住所にのみ送付し、郵便物の転送は一切行いません。転居した場合は速やかに届出るとともに、これらの手続きを怠った場合は、送金を停止し、以後の貸付申請を受理しません。

なお、郵便物の不達により手続きが遅延した場合、本会は一切の責任を負いません。

○緊急小口資金との併用

- (1) 本会で緊急小口資金（新型コロナウイルス特例貸付）を利用している方は、申込時にその貸付決定通知のコピーを提出すれば、裏面1～3の提出書類を省略できます。
- (2) 緊急小口資金と同時利用される場合の送金先は、同じ口座をご指定いただきます。
- (3) 総合支援資金の申請受理は、緊急小口資金の送金から2週間経過後からとなります。

○生活困窮者自立支援制度の利用と求職活動の確認

- (1) 本資金の利用には生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用が必要となります。
- (2) 失業中の方は、上記事業の利用と合わせて、ハローワークでの求職活動をお願いします。
- (3) 借入申込み時及び貸付中はこれらの活動や利用状況の確認を行います。利用等が確認できない場合は、貸付を行わない場合や、貸付金の送金を停止することがあります。

実施主体：社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

相談・申込窓口：社会福祉法人 三木市社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症に罹患の疑いのある方等は、窓口に直接訪問する前に、必ず事前にお電話でご相談ください

借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込みにあたっては、以下の書類が必要です。また、印鑑（シャチハタは不可）をご持参ください。

提出書類（緊急小口資金を利用中の方は同資金の貸付決定通知添付で省略可能）	
1	顔写真入りの身分証明書
2	世帯全員分が記載された住民票（個人番号が記載されていない、発行から3か月以内のもの）
3	送金口座の通帳（コピー）

(2) 審査のために提出された書類は、貸付審査の結果にかかわらず原則として返却しません。身分証明書や通帳は窓口にてコピーを取らせていただきます。

(3) 申込み時に①借入申込書、②借用書、③重要事項説明書、④収入の減少状況に関する申立書にご記入いただきます。

(4) 窓口において、収入減少状況がわかる書類（例：減少前と後の給与明細書、給与が振り込まれた通帳、売上帳簿等）の提示を求め、コピーを取らせていただく場合があります。

償還について

(1) 償還は、毎月20日（土・日・祝日の場合、翌営業日）に兵庫県社協が指定する金融機関に設けられた借受人名義の口座からの引き落としにより償還していただきます。

(2) 計画どおりに償還されない方は、督促状を送付するとともに、または法的措置をとる場合があります。（返済期限内であれば、いつでも繰上返済することができます。）

貸付審査

(1) 市区町社協にて書類等の確認後、申請を受理し、兵庫県社協で審査を行います。

次のような場合は、審査により貸付不承認となることがあります

- 借入申込書に必要事項の記載がない場合、及び記載事項について客観的な証明ができない場合
- 本会及び各都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金等の貸付を受けた借受人・連帯借受人・連帯保証人で、返済が完了していない場合
- 就労や負債の状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合。またはその後の生活を圧迫する恐れがあると判断される場合
- 世帯員が自己破産手続き中、債務整理に基づく返済中、弁護士等に債務整理を依頼中の場合
- 世帯に暴力団構成員またはその関係者がいる場合
- 各社協による調査や相談支援に応じず、相互の信頼関係の構築が困難と認められる場合

(2) 審査では、借受人の勤務先への勤務確認や関係機関等への照会を行う場合があります。

(3) 特に申請内容に虚偽や真実でない点があった場合は、今後本資金に関する一切の申込みが不可能となり、また法的措置をとる場合があります。

(4) 審査により貸付の必要性が認められた場合は、貸付を決定します。貸付決定（不承認）したときは、借入申込者に貸付決定（不承認）通知が送付されます。決定通知が不達となつた場合には貸付金は送金しません。なお、不承認となった場合の理由は公表しません。

実施主体：社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内 TEL 078-242-7944

相談・申込窓口：社会福祉法人 三木市社会福祉協議会

三木市大塚1丁目6-40 三木市総合保健福祉センター内 TEL 0794-82-4043

受付時間：9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除く）